

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 納税が困難な方へ ～県税における猶予制度～

## 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のような場合で、県税を一時に納付することができないと認められるときは、所管の県税・総務事務所に申請することにより、猶予が認められる場合があります。

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

## 換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができないと認められるときは、所管の県税・総務事務所に申請することにより、猶予が認められる場合があります。

※平成28年4月1日以降に納期限が到来する県税が対象です。



## 猶予が認められると・・・

財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。  
猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

県税を納期限までに納付できない場合には、まずは、所轄の県税・総務事務所にご相談ください。  
申請に必要な手続き等及び所管の県税・総務事務所は、裏面を御覧ください。

## 申請の手続

課税する所管の県税・総務事務所の職員に、次の書類を期限までに提出します。

※ 必要な書類は、ケースによって異なります。また、担保の提供が必要ない場合もあります。  
まずは所管の県税・総務事務所に御相談ください。

### 提出する書類

- ア 「徴収の猶予申請書」又は「申請による換価の猶予申請書」
- イ 「財産収支状況書」
- ウ 担保の提供に関する書類
- エ その他必要と認められる書類

### 申請の期限

- ・ 徴収の猶予：申請の期限はありませんが、なるべく納期限内に申請してください。
  - ・ 換価の猶予：猶予を受けようとする県税の納期限から6か月以内
- ※現在、特例猶予を受けられている県税は、特例猶予の期限まで

## 猶予の許可・不許可

提出書類の内容を審査した後、県税・総務事務所から猶予の許可又は不許可の通知をします。

なお、申請のあった納付計画が認められるとは限りません。

猶予が許可された場合は、県税・総務事務所から送付される「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

## 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納できる期間（最長1年間）です。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、申請により猶予期間の延長（当初の猶予期間と合わせて2年の範囲内）が認められる場合があります。

## 猶予の取消し

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 「猶予許可通知書」に記載された納付計画のとおり納付がないとき
- ・ 猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となったとき
- ・ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がなされ、それが判明したとき
- ・ 財産の状況その他の事情の変化により、猶予を継続することが適当でないと認められるとき

○県税を納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の県税・総務事務所にご相談ください。

○県税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。

○また、督促状の送付を受けてもなお完納されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

### 【県税・総務事務所の電話番号】

宮崎県税・総務事務所 ☎0985-26-7270

都城県税・総務事務所 ☎0986-23-4516

高鍋県税・総務事務所 ☎0983-23-0213

延岡県税・総務事務所 ☎0982-35-1811

日南県税・総務事務所 ☎0987-23-3771

小林県税・総務事務所 ☎0984-23-3194

日向県税・総務事務所 ☎0982-52-4147